

馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価書に対する防衛大臣意見

馬毛島基地（仮称）建設事業（以下「本事業」という。）において、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講じるとともに、その旨を補正後の環境影響評価書（以下「評価書」という。）に適切に記載すること。

1 総論

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業の実施に伴い生じる環境影響や、その回避又は極力低減のための措置、事後調査等の内容について、地方公共団体や地域住民等への丁寧な説明を実施する等、透明性を確保すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関等と調整を十分に実施すること。
- (2) 地域住民等に評価書の内容をわかりやすく周知し、理解してもらうため、評価書の概要をわかりやすく記載したパンフレット等を作成し、ホームページ等で公表すること。
- (3) 本事業における工事に際しては、事故等が起きないように万全を期すこと。
- (4) 評価書の環境保全措置等の内容について、工事関係者に周知徹底すること。
- (5) 事後調査等について
 - ア 地方公共団体等の意見を十分に勘案し、事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講じること。
 - イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
 - ウ 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講じる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視調査の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2 騒音

本事業の実施に伴い、年間約28,000回の航空機の飛行が想定されている。また、米軍による空母艦載機着陸訓練については、深夜3時まで飛行の可能性がある。飛行経路が種子島からできる限り遠ざかるように滑走路を配置する計画とすることで、航空機の運航に係る時間帯補正等価騒音レベル（Lden）は航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）を満たす。

しているが、地元において航空機騒音に関する懸念が生じていることを踏まえ、事業者により実行可能な範囲内で更なる影響の回避又は極力低減が図れるよう以下の事項に取り組むこと。

- (1) 地方公共団体等の意見等を踏まえつつ、航空機騒音による生活環境への影響の更なる低減のための航空機騒音対策の検討を引き続き行い、可能な限り最大限の対策に取り組むこと。
- (2) 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路、飛行回数等の変更があり、航空機騒音による生活環境への重大な影響のおそれがあると考えられる場合には、必要に応じ、航空機騒音の予測を行い所要の環境保全措置を講じること。また、これらの結果について公表すること。
- (3) 評価書に記載の環境監視調査について、地方公共団体等の意見を勘案し、供用開始までに環境監視調査計画（調査方法、調査地点、調査時期、測定頻度等）を具体化した上で公表し、透明性を確保すること。
- (4) 環境監視調査の結果については、報告書の手続きとは別に継続的に公表し、透明性を確保すること。

3 動植物及び生態系

対象事業実施区域内及びその周辺には、「環境省レッドリスト2020」において「絶滅のおそれのある地域個体群」に分類されている馬毛島のニホンジカ、文化財保護法に基づく天然記念物に指定されているオカヤドカリ類等の重要な動物が生息しており、本事業の実施に伴う大規模な土地改変等により、生息地の広い範囲が消失又は影響を受けるおそれがあり、残される生息環境への配慮が重要である。また、事業実施区域には、植生自然度が高いとされたハマヒサカキ群落等の植生が存在しているほか、コケセンボンギクやウジルカンダ等の重要な植物が生育しており、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減することが重要である。さらに、事業実施区域及びその周辺海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省）に抽出されているほか、サンゴ類や藻場の分布が確認されているなど、港湾施設の工事による生態系への影響が懸念される海域であり、直接改変を極力低減することが重要である。

このため、動植物及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講じること。

- (1) 馬毛島のニホンジカについて、生息地となる草地及び樹林地の改変面積を可能な限り縮減し、かつこれらの連続性を確保するとともに、シカの餌資源となるシバ群落や特に雌個体及び幼獣の生息環境として重要となる樹林地及び水飲み場の再生及び創出を行うこと。また、工事中及び供用後において、

シカ個体数の変動及びこれに伴う植生の変化が予想されることから、シカの個体数及び生息状況並びに植生の状況に係る事後調査を実施すること。さらに、事後調査の結果を踏まえ、シカ及び植生について適切に環境保全措置を講じること。

- (2) オカヤドカリ類、コケセンボンギク等の改変区域内に生息する重要な動物及び植物について、改変の影響を受けない好適な生息・生育環境へ移動又は移植等を行うとともに、生息・生育状況に係る事後調査を実施すること。
- (3) ウミガメ類について、訓練区域における訓練により、親ガメの上陸及び産卵並びに孵化した仔ガメの行動への影響が懸念されることから、遮光等の環境保全措置を講じるとともに、事後調査を実施すること。
- (4) サンゴ類及び藻場について、直接改変を最小限に抑えること。また、実行可能な範囲において移植等の環境保全措置を講じるとともに、事後調査を実施すること。

4 人と自然との触れ合いの活動の場について

人と自然との触れ合いの活動の場について、種子島内でのイベントの実施日等は多数の者が利用し、周辺の交通量が多くなる可能性がある。イベントの実施等により周辺の交通量が多い日等は、迂回ルートを使用して資機材の運搬を実施する等適切に対応すること。

5 廃棄物等について

本事業の実施に伴う大規模な土地改変等により大量の廃棄物等が発生するおそれがあることから、以下の事項に取り組むこと。

- (1) 本事業の実施に伴い発生する廃棄物等発生量を最大限抑制するため、対象事業実施区域内に宿泊する作業員等の飲食の際の食器等について、ワンウェイ（使い捨て）製品の購入や使用の抑制を図る等の環境保全措置を講じること。
- (2) 本事業の実施に伴い発生する廃棄物等について、最大限再資源化し、最終処分量を抑制すること。
- (3) 事業実施区域内に廃棄物処理施設が存在しないことから、供用開始前に関係自治体等と調整を実施し、処分先について具体化すること。

6 温室効果ガスについて

我が国は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を宣言している。また、防衛省として、温室効果ガスの排出については、2013年度を基準年度として、防衛省の事務及び事

業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標としている。これらの目標の実現に向け、防衛省気候変動対応戦略等を踏まえ、以下の事項に取り組むこと。

(1) 本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、評価書に記載されている保全措置を確実に実施するとともに、更なる排出量の削減のため、以下のような更なる環境保全措置を検討すること。

ア 工事用仮設建物についても可能な限りLED照明を用いること。

イ 工事用仮設建物の空調を適切に使用することを工事関係者に周知すること。

(2) 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するため、評価書に記載されている保全措置を確実に実施するとともに、更なる排出量の削減のため、以下のような基地設備の更なる省エネルギー化や最新の省エネルギー技術の導入等によりエネルギー使用量を最大限抑制すること。また、再生可能エネルギーの導入についても検討し、2050年カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出量削減に貢献すること。

ア 各施設の空調設備について、可能な限り高効率な省エネルギー機器の導入を図ること。

イ 外灯や道路灯の設置に当たっては、可能な限り上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定すること。